



議案第一六号

三朝町長等給与条例の一部を改正する条例について

三朝町長等給与条例の一部を別紙のように改正する。

昭和三十九年三月十一日提出

三朝町長

坂出 雅 乙

昭和卅九年参月拾九日 原案可決

三朝町議会議長

矢口秀雄

三朝町長及等給与条例の一部を改正する条例
 三朝町長及等給与条例（昭和二十八年条例第十八号）の一部を次のとおり
 改正するものとする。

第二条中「別表第一」を次のように改正する。

別表第一

区	町	助	収入	固定資産評価員
分	長	役	役	
給	八五、〇〇〇円以内	七〇、〇〇〇円以内	六〇、〇〇〇円以内	五五、〇〇〇円以内
科				
月				
額				

附 則

この条例は公布の日から施行し昭和二十八年十月一日より適用する。